

令和8年 第1回 東彼杵町議会臨時会会議録

令和8年第1回東彼杵町議会臨時会は、令和8年4月10日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	尾上 庄次郎 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	大安 義和 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	山口 厚 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	小林 竹哉 君
兼 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長		兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	
税 財 政 課 長	楠本 信宏 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長 寿 ほ け ん 課 長	前平 英利 君	水 道 課 長	山口 三男 君
こ ども 健 康 課 長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	山下 勝之 君		
兼 千 綿 支 所 長			

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	参 事	梶川 美穂 君
--------	--------	-----	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
日程第 4	議案第 29 号 財産の貸付けについて
日程第 5	議案第 30 号 令和 8 年度東彼杵町一般会計補正予算 (第 1 号)

6 閉 会

開 会・開 議 (午前 9 時 28 分)

○議長 (浪瀬真吾君)

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定刻前ですけれども、定足数に達しておりますので、これより令和 8 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長 (浪瀬真吾君)

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番、吉永秀俊議員、5 番、大安義和議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長 (浪瀬真吾君)

日程第 2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (浪瀬真吾君)

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日 1 日間に決定しました。

日程第 3 議案第 28 号 専決処分の承認を求めることについて (東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

○議長 (浪瀬真吾君)

日程第 3、議案第 28 号専決処分の承認を求めることについて(東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 (岡田伊一郎君)

おはようございます。

本日、ここに令和 8 年第 1 回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆さまにおかれましては、ご健勝にてご出席をいただきありがとうございます。

それでは、議案第 28 号専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によって、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

1、東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決処分の理由としまして、子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、国民健康保険財政を安定的に運営するため、国民健康保険税率等を改正するとともに、東彼杵町国民健康保険税条例の改正について専決処分したものでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わりまして、議案第 28 号についてご説明いたします。

東彼杵町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、3 月 6 日の議会全員協議会の折に、子ども・子育て支援納付金分の追加に伴う税率の改正や課税限度額の引き上げ及び低所得者に関わる軽減措置の拡充などについて、議員皆さまに説明を差し上げ、ご理解を得たものと考えております。

また、例年どおりのことではありますが、地方税法等の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されていることから、東彼杵町国民健康保険税条例についても所要の改正を行い、3 月 31 日付けで専決処分したものです。

最初に資料 2 の方をお願いします。

令和 8 年度東彼杵町国民健康保険税税率等参考資料になります。

上の表の黄色で着色した箇所が今年度の所得割の税率及び均等割、平等割額になります。3 月の議会全員協議会で説明いたしましたが、確認のためにもう一度説明いたします。

本町の国民健康保険税につきましては、平成 30 年度で資産割を廃止し、令和元年度より、いわゆる 3 方式で負荷をしておりますが、県が示す標準保険料率より低い水準であったことから、令和元年度から段階的に引き上げ、令和 3 年度を目途に県が示す標準保険料率並みにする予定でありました。

しかしながら、その後のコロナ禍や国保財政も安定していたこともあり、令和 7 年度まで税率を据え置いてまいりました。

今回、子ども・子育て支援納付金分を追加するにあたり、県から示されました標準保険料率と比較したところ、本町の令和 7 年度の合計税率と大差がなかったことから、県が示す標準保険料率並としております。

所得割につきましては、県が示す税率と同じであり、均等割、平等割は 100 円単位でまとめております。

それでは、資料 1、東彼杵町国民健康保険税条例の改正概要をご覧ください。こちらで主な改正内容について説明いたします。

資料の表の左側条項欄では一番上になります。

第 2 条第 1 項第 4 号は、国民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金分を追加すること

について条文を追加しております。

続きまして、2段目の第2条第2項では、基礎課税額、これは医療分の課税額となりますが、課税限度額を1万円引き上げ67万円としております。

3段目の第2条第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額についての条文を新設しており、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割、18歳以上被保険者均等割を課すことを定めており、課税限度額を3万円としております。

その下の第3条から第9条の3では、所得割の税率や均等割、平等割の金額及び特定世帯や特定継続世帯に対する課税額の改正をしております。

税率等につきましては、先ほどの資料2に示しておりますので、のちほどご確認ください。

以降、税率や軽減額等の改正につきましては資料2での確認をお願いいたします。

その下の第9条の4から第9条の7までは、新設された子ども・子育て支援納付金分の所得割の税率や均等割、平等割の金額及び特定世帯などに対する課税額等についての条文を新設しております。

その下の第23条第1項第1号から第3号につきましては、国保税の減額判定所得の基準額の見直しや、税率等の改正に伴う軽減額の改正、子ども・子育て支援納付金課税額の減額措置についての条文の新設をしております。

7割軽減につきましては、判定基準額の変更はありませんが、5割、2割軽減につきましては、算定式に用いる金額30万5000円を31万円に、56万円を57万円にそれぞれ引き上げております。こちらにつきましては3月の全員協議会での説明の際に使用しました資料の2ページ目に記載しておりますので、そちらの方でご確認をお願いいたします。

その下の第23条第2項では、未就学児に対する軽減額の改正及び子ども・子育て支援納付金課税額の減額措置についての条文を新設しております。

その下から3番目になりますが、第23条第3項では、出産被保険者に対する子ども・子育て支援納付金課税額の減額措置についての説明の追加及び条文の新設をしております。

下から2番目の第23条第4項は、子ども・子育て支援納付金課税額の18歳未満の被保険者に対する被保険者均等割額の減免に対する条文を追加しております。

一番下になりますが、附則第3項から第13項につきましては、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い本条例に第9条の4を新設したことにより、各項に第9条の4を追記しております。東彼杵町国民健康保険税条例の主な改正の説明については以上になります。

その他説明をしなかった部分につきましては、字句の訂正やただいまの説明の関連や地方税法の改正に合わせて規定の整備を行ったものになります。

最後に、施行日につきましては、令和8年4月1日になります。議案第28号の説明については以上となります。よろしく申し上げます。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 28 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 28 号専決処分の承認を求めることについて（東彼杵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、原案のとおり承認されました。

日程第 4 議案第 29 号 財産の貸付けについて

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 4、議案第 29 号財産の貸付けについてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 29 号財産の貸付けについてでございますが、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次の財産を適正な対価なくして貸し付けることについて、議会の議決を求める。

1、財産の表示 区分 土地 内容 地番 東彼杵郡東彼杵町彼杵宿郷字平町 483 番地 1、489 番。地目 宅地。地積 5,814.18 ㎡。2、貸付金額 貸付開始日から令和 14 年 3 月 31 日まで 無償。令和 14 年 4 月 1 日から令和 38 年 3 月 31 日まで 月額 17 万 5000 円。3、貸付期間 貸付開始日から 30 年以内。4、貸付けの相手方 福岡県朝倉市一木 1148 番地の 1 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役社長 森竜馬。

詳細につきましては、副町長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。副町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

町長に代わり説明を加えます。

まず、今回の土地の貸付につきましては事前にご説明し、ご了承を得た上で進めております。

その中で、オープンから5年間は無償にすることやその後は一月坪100円とするなど貸付金額をかなり抑えて貸し付けを行います。

そのため、提案の理由にございますように、適正な対価、対価とは時折々の価格、いわゆる時価なくして財産を売ったり交換したり、貸したりする時は、法の定めにより議会の議決が必要となります。そのため、改めて議案としての議決をお願いするものでございます。

それでは、議案についてご説明を加えます。議案と資料1を使ってご説明いたします。

まず、1の財産の表示でございますけれども、貸し付ける財産につきましては、配布しています資料の1になりますけれども、赤線で囲んでいます2筆、合計で5,814.18㎡、坪換算しますと1,758.78坪となります。

次に、2の貸付金額についてでございますけれども、店舗のオープンを来年の3月末に一応もう仮定するしかございませんでしたので、話し合いのもとで来年3月末といたしました。

それです、来年の4月1日を起点といたしまして5年間無償にします。その後24年間月額17万5000円を貸し付けを行うと。議案、議決を受けますと契約をいたしますので、おおむね30年以内というふうなことになります。

17万5000円の算定根拠でございますけれども、先ほど申し上げましたように、1坪100円で坪換算いたしました1,758.78坪を乗じまして、100円未満を切り捨てを一応しております。17万5000円が月額の貸付料というふうなことになります。

3の貸付期間でございますけれども、町の財務規則の105条建物の所有を目的とする土地の貸付につきましては、30年以内という規定がございますので、最長の30年というふうなことで期間を定めております。

最後に、土地の賃貸借契約でございますけれども、先ほど申し上げましたように、議案を議決いただきました後に、普通借地契約を締結する予定でございます。以上説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。4番、吉永秀俊議員。

○4番（吉永秀俊君）

説明よくわかりました。

今、一番最後にですね、副町長がおっしゃったんですけど、私は30年以内の定期と思ったんですけど、普通賃貸借契約ということでおっしゃったんですけど、定期賃貸借契約じゃなくて普通の契約をして、しかし法律的にそれが定期にしなくても30年以内になってるからそれでいいというようなお話だったと思うんですけど、それで、そういう理解でよろしいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

副町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

普通借家でも定期借家でも、定期やったら期間はその契約の中で定めるということでございまして、普通借地契約になりますと、いろいろその話し合いのもとで、例えば10年とか20年とかいろいろありますけれども、財務規則上30年が最高というふうなことでなっていますので、最高の期間で貸付するというふうなことで30年というふうにしております。

普通借地と定期借地の違いは、定期借地の場合は、借地期間が終わりますと例えば20年の借地期間としますと20年でもう終わりにしてもいいと。普通借地の場合は、借主の方が強くなりますので、借主が辞めたと言わない限りはずっと貸し付けるというふうなことになりますので、この場合町の考え方としましてはずっとこう居ていただきたいというのがございまして、普通借地契約というふうなことで契約を結ぶようにしております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

貸付金額について確認ですが、これまでも坪100円ということでご説明を頂いて、そこは理解できるんですが、現在の固定資産税評価額で率を掛けた実際の額はいくらになるのか。いくらが、だから100円になるのかっていうところの確認です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

副町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

現在ですね、㎡単価が1万449円が固定資産の評価額というふうなことになりますので、その6%を乗じますと坪あたり172円となります。

しかし、この6%というのも簡便的な取り決めということで議会の議決をいただいているだけのことでございまして、実際、鑑定評価とかしますと、時価がいくらなのかというのがこの価格とは言えないとは思いますが、ご質問の金額としましては172円というふうなことになります。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

もう一度、普通借家契約についてちょっと確認したいんですけども、副町長が今申し上げたように、定期借家契約と普通借家契約という、借主からすると普通借家契約は有利な契約であることはもう間違いないですよ。

30年間ということですから、30年経った時点ですよ、これから30年経った時点でドラックストアモリさんが引き続き借りたいという意思を示したらそっちが優先するということになりますよ。

ね。いくら町が返してくれって言ったって、それが優先される、その確認です。

私はですね、この町に普通借家契約された意義というのは、やはりこういう店が東彼杵町に長く居続けて開店してもらいたいと、その意図が表れてると思ってますんで、それはそれで結構だと思います。

そのことをですね、やはり普通借家契約にしたということを、やっぱり町民皆さんに、我々議会もそうなんですけども、町民皆さんに定期借家契約ではなくて普通借家契約したという意義を町民の方々に、区長会などを通じて、やっぱり伝えることが大事なんだろうなと思います。

これはなぜかといいますと、今、道の駅物産館、物産館は定期借家契約ではなく普通借家契約になってるんですね。それで過去の議会で物議を醸し出しました。あの状況と全く状況が違う私は思っております。

これは前町長も、もっと前の、前の前の町長の時にそういう普通借家契約にされたと記憶してるんですけども、今回の場合は普通借家契約で問題点はない。

しかしながら、そのことをですね、町民にしっかりと広報していただいて、伝える、これは大事なんだろうと思います。その点の町長の見解をお聞きさせてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今回は本当に商業施設がないということで、町民の皆さんから声を頂いておりましたので、1回駄目になったところでまたずっとお願いをして、再度、普通ですね、1万人以下だったら非常に厳しい状況なんですよ、その商業施設が進出するのは、今の経済情勢ですからね。

それでも来ていただくということは、店側としては本当に長く私は居ていただいとと思っております。

30年で大体月額17万5000円で計算しますと大体5000万、5200万ぐらいまた町に入ってくるようになりますもんですからですね、できるだけ長く居ていただければ100円、坪、貸したにしても、私は長く居れば、おられればおられるほどいいもんですから、それは町民の皆さんにそういう理由だということで、区長会でも説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番、大石俊郎議員。

○6番（大石俊郎君）

今、町長言われた月額17万5000円、この固定資産税評価額は、毎回見直されて上がってくる可能性がありますよね。

そうなりますと、この月額17万5000円というのは、土地の評価額によって変わっていくものなのかどうか。その辺の確認をです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

副町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

令和 38 年 3 月 31 日までは 17 万 5000 円で毎月貸し付けることとなります。

その時点、終わったところでまた話し合いで決定するというふうなことで契約を結ぶ予定でございます。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 29 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号財産の貸付けについては、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 30 号 令和 8 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 5、議案第 30 号令和 8 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 30 号令和 8 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 5500 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 67 億 4000 万円とするものでございます。

歳出は、連絡道路建設工事や工場等設置奨励金など 5500 万円、歳入は、繰入金 2000 万円、繰越金 3500 万円でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（楠本信宏君）

町長に代わり、議案第 30 号についてご説明いたします。

それでは 7 ページをお願いします。3 番、歳出から説明いたします。

2 款 1 項 11 目企業誘致対策事業費は、12 節委託料に連絡道路建設の相互協力に関する委託料として 110 万円、14 節工事請負費に連絡道路建設工事費として 2390 万円、18 節負担金補助及び交付金に工場等設置奨励金として 3000 万円、目全体で合わせて 5500 万円を追加いたしました。歳出は以上です。

続きまして 2 番、歳入です。

今回の補正予算の財源としまして、5 ページの 20 款 1 項 10 目過疎地域持続的発展特別事業基金繰入金に 2000 万円、6 ページの 21 款 1 項 1 目繰越金に 3500 万円を追加しております。

戻っていただいて、1 ページ 2 ページの第 1 表、3 ページの事項別明細書につきましては、ただいま説明した金額の積み上げになりますので、説明は省略いたします。議案第 30 号については以上となります。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これから、質疑を行います。3 番、構浩光議員。

○3 番（構浩光君）

7 ページのですね、工事請負費 2390 万が道路連絡建設工事で上がっていますが、これは町が発注するものか。それがまず一点と、発注時期はいつごろになるか、一応予定だけ教えてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

副町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

まず、町が発注するものかというふうなご質問でございますけれども、入札の事務につきましては、その上でございます委託料でですね、相手方でありますドラッグストアモリさんに入札の事務までは委託をします。した後に町と直接契約をする予定でございます。ですから、町発注というふうなことになります。

それと、発注の時期でございますけれども、どうしてもこの道路をですね、開発申請の中にひっくるめて、県の許可を受ける必要がございますので、ただ開発申請につきまして測量をして、その後申請して、含めて 2、3 か月かかるというふうなことでございますので、まずその開発申請を

どうしても県の許可を受けてからの発注というふうなことになりますので、その後というふうなことになります。

ですから、8月、9月ぐらいの発注になるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。2番、児玉隆行議員。

○2番（児玉隆行君）

先ほどの質問の中で、入札事務は開発者、実際契約を結んでお金を払うのは町ということなんです、町が当然契約をされるのであれば、これは町内業者が入ると思っていんですかね、入札。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

副町長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり副町長。

○副町長（三根貞彦君）

この相互協力に関する委託契約というのを結ぶようにしてはしますが、その中でまずその工事をされる業者さんであったりとか、あとは町内の業者、複数選定して見積もりを取るようというふうなことで契約を結ぶように考えておりますので、当然町内の業者も数社は見積もりを取っていただくというふうなことになります。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 30 号令和 8 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 8 年第 1 回東彼杵町議会臨時会を閉会します。

散 会・閉 議（午前 9 時 57 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実に相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 吉永 秀俊

署名議員 大安 義和